

電気通信事業紛争処理委員会（第87回）

1 日時

平成20年2月25日（月）午後3時00分から午後5時20分まで

2 場所

総務省共用会議室1（総務省低層棟1階）

3 出席者（敬称略）

(1) 委員

龍岡 資晃（委員長）、坂庭 好一（委員長代理）、尾畑 裕、富沢 木実、
渕上 玲子（以上5名）

(2) 特別委員

小野 武美、白井 宏、瀬崎 薫、寺澤 幸裕、樋口 一夫、若林 亜理砂
（以上6名）

(3) 事務局

平山 眞 事務局長、元岡 透 参事官、副島 一則 紛争処理調査官、
福田 雅樹 上席調査専門官、小森 一秀 上席調査専門官

(4) 総合通信基盤局

田中 栄一 電波部長、谷脇 康彦 事業政策課長、藤野 克 電波政策課企画官

4 議題

(1) 無線局の開設等及び無線局の運用の特例に係るあっせん・仲裁制度の導入について

【公開】

総合通信基盤局から無線局の開設等及び無線局の運用の特例に係るあっせん・仲裁制度の導入について説明を受け、その後意見交換を行った。

(2) 電気通信事業分野における最近の競争政策について【公開】

総合通信基盤局から電気通信事業分野における最近の競争政策について説明を受け、その後意見交換を行った。

(3) 委員会の認知度・利便性の向上に向けた取組の状況【公開】

委員会の認知度・利便性の向上に向けた取組の状況について、事務局から説明を受け、その後意見交換を行った。

(4) 電波干渉調整の実務について【非公開】

株式会社NTTドコモから電波干渉調整の実務について説明を受け、その後意見交換を行った。

なお、当事者の権利利益を保護するため、電気通信事業紛争処理委員会運営規程第

16条第1項の規定に基づき議題(5)その他までを含め、非公開で開催した。

(5) その他【非公開】

5 議事内容

【龍岡委員長】 ただいまから電気通信事業紛争処理委員会の第87回会議を開催いたします。

本日は、委員の方5名全員が出席されておられますので、定足数を満たしております。また、特別委員の方は6名ご出席いただいております。

本日の会議では、議事次第にもありますとおり、5つの議題を予定しておりますが、議題1から議題3までは公開の開催といたしまして、議題4の「電波干渉調整の実務について」は、ご説明をいただきます事業者の方が経営上の理由等から秘匿を希望している部分が存在します。当事者の権利利益を保護するため、電気通信事業紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定に基づきまして、議題5「その他」までを含め、非公開で開催することにいたしたいと思っております。したがって、傍聴者の皆様方には、非公開とする審議が始まる前に退室していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

では、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

最初は、議題1の「無線局の開設等及び無線局の運用の特例に係るあっせん・仲裁制度の導入について」です。本件につきましては、総合通信基盤局の田中電波部長からごあいさつをいただいた後で、電波政策課の藤野企画官から詳しいご説明を伺えると聞いております。

それでは、よろしくお願いいたします。

【田中電波部長】 電波部長の田中でございます。よろしくお願いいたします。紛争処理委員会の先生方には、平成13年のこの委員会創設以降、さまざまな事案につきましてご指導を賜りまして、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げたいと存じます。

電波の世界は、直接今まで対象となる制度でございましたので、他の電波以外の分野で今までご指導いただいていたわけでございますけれども、実は電波の分野でもブロードバンド化が進んでおりますとともに、新しいさまざまなサービスが登場してきております。混信のない電波の利用というような観点から、新しいサービスを行うという際に、免許人あるいは免許人になろうとする人と免許人の間などでさまざまな紛争事案が発生するような状況にもなっております。そういった事情の変化を受けまして、私ども、昨年、電波法の改正というものを国会に提案させていただきました、「無線局の開設等に係るあっ

せん・仲裁制度」というものの創設を国会に提案させていただきました。昨年の末のことになりますけれども、国会の審議が無事済みまして法案の成立という運びになりました。本件につきましても、この紛争処理委員会でご担当いただくというような法律の制度改正がなされたというところがございます。私ども、今、4月1日の実施に向けて政省令の整備を現在進めているというところがございます。本日は、そういう意味で、制度の施行に先立ちまして、この制度ができ上がりました背景とか、あるいは制度の概要というようなものにつきまして、担当のほうから詳しくご説明をさせていただき、ご理解をいただければというふうに考えております。

この件につきましては、無線局の免許人、新しい無線を使ってサービスをしようという方々からの強い要望というのでしょうか、期待が高まっていますので、大変ご厄介をかけることとなりますが、是非ともよろしくお願い申し上げます。

【龍岡委員長】 藤野企画官、よろしくお願いいたします。

【藤野企画官】 電波政策課企画官の藤野と申します。よろしくお願いいたします。

お手元に資料1とございますけれども、「無線局の開設等及び無線局の運用の特例に係るあっせん・仲裁制度の導入について」というパワーポイントの資料を用意させていただいております。こちらに即してご説明させていただきます。

本件につきましては、昨年の3月に、この法案の国会提出に際しまして、その内容に即しまして、一旦ご説明させていただきましたけれども、今回、政省令の具体的な内容などについても大体見えてまいり、4月1日の施行を目指しておりますので、具体的な内容を含めた形でご説明させていただきます。

この法改正は、電波法と電気通信事業法を改正するものでございますが、昨年の12月28日に公布されたものでございまして、お手元の資料、表紙をめくっていただきまして1ページ目でございますが、あっせん・仲裁制度等に関する事項が入っております。当委員会に関係するものに即して申し上げますと、まず一番上のほうでございますが、無線局をつくろうと、電波を利用しようというときに「開設する」というふうに言っておりますけれども、この開設などを行う際に起こるような調整について、あっせん・仲裁制度を設けたというのがまず1点でございます。

それから、これ以外に省令で対応したものでございますが、2つ目、下の方でございますけれども、無線局の運用の特例に係るあっせん・仲裁制度の導入というのも予定してございます。これはどういったものかと申しますと、無線局というのは、基本的には免許人

等の方が運用するというふうな制度になってございますけれども、これを他者に一定の場合に運用させることができるということを、これは法律上の規定でできるような制度を創設いたしました。そうした際に、お互いが、運用させる側と運用する側が電気通信事業者である場合に、こういったあっせん・仲裁制度の対象になるようにしようということで、省令を改正して対応させていただいているものでございます。この2つ目の方は、検討中ということで昨年にご説明させていただいたかと思っておりますけれども、これを行うということになりましたので、これも含めてご説明させていただきます。

このような制度をつくることに至った背景からご説明させていただきます。2ページ目でございます。電波の利用というのは、特に電気通信事業での拡大に伴いまして、非常に増えているということをここはご説明しております。真ん中は昭和60年（1985年）、今から23年ほど前でございますが、電気通信分野への競争の導入を行いました。この時点で、無線局の数としましては381万局でございましたけれども、これが20年以上を経て、今日、桁が2つ違う1億局を超えるような無線局の開設状況になってございます。このグラフの絵は控えめに描いてありますけれども、かなりの数になっておりまして、そのために電波の使い方というのも大変混雑をしているというふうな状況になってきてございます。そういう混雑している中でも、しかし、新しい色々な電波の利用をつくっていかうということを進めております。それを3ページに書いてございます。

具体的な事例としましては、左上の方にございますけれども、広帯域移動無線アクセスシステム、少しわかりにくい言葉ですが、大量の情報をやりとりできるような移動通信のシステム、具体的にはWiMAXとか、次世代のPHSという方式が言われておりますけれども、そういったものが制度化され実現するようになってきたということでございます。

それから、右上でございますけれども、現在、アナログのテレビジョン放送というのを地上波で行っておりますが、これをデジタル化することになりますと、これまで使っていた電波を使わなくて済むような場合が出てくるわけです。それをほかの用途に使うという作業を現在進めております。具体的にこういった4つの方向について行うということが昨年の11月に決まっております、移動体向けマルチメディア放送であるとか、あるいは携帯電話等の電気通信等について、そういった電波の割当を今後行っていくことに決まっております。

それから、今度は下半分でございますけれども、無線LAN、パソコンやその他の端末機で大容量の情報をやり取りするようなものでございますが、これの利用が拡大しており

まして、そのために電波を新しく割り当てることを行っている。あるいは、より大量の情報を送れるような規格というのが実用化されてきております。

こうした背景がございまして、4ページ目でございますが、総務省の中で研究会というのを開いておりました。「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」というのがございますけれども、その最初の報告書というのが昨年1月に出されておまして、その中でこういった技術革新の成果がどんどん取り込まれているような、しかし、混雑している電波の利用をより円滑にできるような措置を講じましょうというような提言をいただきました。そのうちの1つが、今回お願いすることになっておりますあっせん・仲裁制度の導入でございます。

真ん中のところでございますが、具体的な法改正というのが、先ほどご説明させていただいたとおり行われまして、この無線局の運用の特例につきましてはさらに追加するというふうな法案を、今月5日でございますが、国会に提出させていただいております。この分野を広げようということでございまして、これはまた後でご説明しますが、こういったあっせん・仲裁をお願いするような分野を広げていこうということをやっております。

具体的な内容についてでございますが、5ページに移らせていただきます。最初に無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の導入についてでございます。この「等」というのは変更でございます。無線局の内容を改めて変更する場合というのをこの「等」に含めてございます。こういったものは、後でまた出てまいりますけれども、無線局間の調整を行わないと新しい免許を得られないということになってございますので、この調整に1年から2年半かかっているという状況の中では、せっかく新しい技術で、新しいことを行えるようなものが出てきても、それを実際に新サービスに移すことがなかなかできないということが起こっております。したがって、これを早くできるようにするために今回の措置を講じたわけでございます。

真ん中の箱のところの内容をご説明しております。あっせん・仲裁制度を創設しまして、こういった無線局で混信防止に関する協議を促進しようということでございまして、具体的な対象物というのを、3つ目のマルでございますけれども、これは、現在、意見公募手続を終了したばかりであり、省令案のベースで書いてございます。1つは、電気通信業務の用に供する無線局、要するに電気通信事業の分野でございます。1億600万局ある無線局のうち、1億400万までは電気通信業務用でございます。ただ、こういった無線局

の調整などで出てくるものというのは基本的に基地局が中心でございます、これについては、数が13万3,000となっています。これらは、全国的に展開させるものでございますので、数が多くなってございます。これがまず第1でございます。

このほかに、下へ移りますけれども、放送の業務、放送局、全国に2万7,000ございます、それから、地方公共団体の無線局、それから電気事業、電力会社のものですね、それから、右側に移りまして鉄道、ガス、それからMCA、こうしたものを対象に考えてございます。

このようなあっせん・仲裁を行いますその前段としまして、こういった無線局間の調整というものがございますけれども、これに関する規律もこの法律の改正に合わせまして省令のほうで手当てしております。※が2つ打ってございますけれども、2つ目、下の方でございます。無線局の免許人等につきましては、他所から調整してくださいと、このような申し入れがあった場合には、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行わなければならない、それから、この協議が調うように努めなければならないということで、誠実協議の義務というのを無線局の運用規則の中で手当てすることを考えてございます。したがって、こういった協議については、皆さん、誠実に行ってくださいといった枠組みの中で、このあっせん・仲裁も行っていただくというふうに考えているわけでございます。

具体的なものを、一番下の絵で描いてございます。端的なものを挙げておりますけれども、こういった場合にこの調整が生じるかでございます。小さく描いてありますけれども、左側の絵でございしますが、既存の基地局B、例えば何かの移动通信の基地局があり、ここで、近い周波数のもので新しい基地局のAを別の人がつくろうとしましたという場合を考えています。基地局というのは、基本的に電波を出すものでございますが、また受けるという機能を持ってございます。そうしますと、この既存の基地局のところ受ける部分がやや広がったりしますと、新しく設置した無線局の電波が入ってきてしまう。入ってきてしまって、例えばそこで使っているサービスが使えなくなってしまうようなことが起こり得る。そういうことが起こり得るのであれば、この新しい人に対して免許が出せないということになってございます。

したがって、何の調整もなければ、既存の基地局でそういった受けるレンジがある程度広いと、新しいサービスが入らないということになってしまうわけです。では、どのような調整が行われるかですけれども、右側ですが、例えば既存の基地局の方には、ある程度

入ってくるレンジを狭くしようということで、例えばフィルタをつけるということをやっ
ていただきます。その改造の負担は例えば新しい人がやりましようとかというようにやれ
ば、そうすれば既存の人にも迷惑がかからないし、新しいビジネスもできるということが
起こるのではないかなということをございまして、まさにそういった調整がスムーズに行
えるようにということで、今回の制度を措置したわけをございます。

6 ページをございます。無線局の電波の利用に関しましては、免許制度というのが原則
になっておりまして、ほかに、これを簡素にした包括免許、あるいは登録の制度というも
のが設けられております。こういったものはこういう手続になっておりますということ
をご紹介したものでございまして、7 ページに行かせていただきますが、免許手続、特にあ
っせん・仲裁との関係を、わかりやすいようにということで、少し書いてみたものでござ
います。

真ん中に上から下に矢印が入ってございますが、これは時系列で、このようなプロセス
で流れていきますということをご紹介しております。一番上でございますが、例えば新し
いシステム、それはW i M A X の場合もあるでしょうし、少し前ですと第三世代の携帯電
話などもございますけれども、こういったものが、こういった技術基準で実行しようかと
いうことが、通常、例えば情報通信審議会の技術分科会などで検討が行われます。そこ
で色々なことが決まってきた後で、個別の事業者の方が無線局を開設しようというふう
に考えることになるかと思ひます。

それで、実際に免許を申請して、無線局を開設しようという運びになるわけですが
も、この調整というのは、免許申請前の段階、直前の段階ぐらひで行われるだろうとい
うふうにございます。赤い矢印で右側に飛んでございますけれども、調整内容を幾つか書
いてありますが、こういったところで調整が行われる。そこでスムーズにいけば免許申請
へ行って開設ということになるでしょうし、そうでなければ、そうはならないとい
うことになるかと思ひます。

これは1つの例でございますが、許可が行われた後も、無線局を改造するような場合、
先ほどありましたように、既存の無線局においてフィルタをつけるような改造というの
があったかと思ひますけれども、ああいった場合には、免許の内容を変更するとい
うことがあり得るわけですが、その場合に許可手続が要るわけですが、そういった場合でもこ
ういった調整などを行うことがあるということを示したものでございます。

では、こういった方々がそういった調整をやられるかということをございますが、8ペ

ージをごらんいただきたいと思います。これは、具体的に行われたものを抽象的に書いたものですが、例えば携帯電話事業者間、それから、携帯電話事業者とPHSの事業者の方、あるいは相手がMCAである場合ですね。それから、電力会社と地方公共団体、こういった方々の間でわりと調整などが行われている。同業で同じような周波数帯を使っている方々の間ですと、それなりにギブ・アンド・テイクみたいな関係になりますので、あまり調整でもめるといえることはないようでございますが、異なる業態であったりすると、それなりに利害も対立するというものなのか、割と調整に時間がかかることが多いようでございます。

9ページでございます。具体的にこういった形で調整が行われているかというのを、これもやや模式化した図で書いてございます。これは携帯電話やPHSの例でございますけれども、左から右に行くようになっております。左側に調整開始と書いてございますけれども、こういった携帯電話やPHSのサービスをやる方々というのは、基地局というの全国的にかなり数を打って開設していかなくてはいけなくなっております。それで、まずそういったものをまとめた基本的な調整というのを行うことが多いわけでございます。例えば平成18年の例で見ますと、この基本調整を経て基本協定を締結した例というのが大体9件ぐらいになってございました。そういった中で、数カ月で終わる場合もあれば1年以上かかる場合もあるということでございます。

こういった基本的な協定が締結されると、今度はそれぞれの個別の基地局について調整が行われるという順番になっておりまして、基本協定がある程度具体的に決まっていれば、こちらの個別の調整はやや軽くて済むわけでございます。実際にも平均1カ月程度で行われております。こういった調整が行われると、それぞれの個別で免許申請が行われると、そういう内容になってございます。

こういったものは、新しい電波の使い方が出てくるときに調整を要する場合が多く出てくるかと思うのですが、3ページで紹介しました新しいサービス形態が今後いろいろ出てまいります。その中で具体例として1つ2つ挙げてみましたが、2.5GHz帯と言われておりますところで新しいシステムが今後入ってまいります。10ページでございますけれども、具体的にはWiMAXとか、次世代のPHSと言われておりますような広帯域移動無線アクセスシステムなどがございます。左上のところに書いてありますが、2,545から2,575MHz、これは具体的にはウィルコムというPHSをやっている会社が割り当てられている周波数でございます。それから、2,595から2,625MHz、これはワイヤ

レスブロードバンド企画と言っております、KDDIなんかが出資している会社でございます。こういったところがこの周波数を今度割り当てられることになってございます。そうしますと、例えばウィルコムはそのすぐ隣に、NTTドコモさんで、N-STARという、これは人工衛星ですが、それなどが使っております。それから、ワイヤレスブロードバンド企画様で申しますと、そのすぐまた隣にモバイル放送という放送会社、これも衛星を使っている放送会社でございますが、そこの調整が今後行われるだろうと考えられるわけです。

あるいはこの広帯域移動無線アクセスシステム、略してBWAとか言っておりますが、これは、移動して使うような形態については、もうこういった割り当ての相手が決まっておりますけれども、今後、割り当ての対象に決まってくる固定型、とまった状態で使うものです。これを地域ごとに分けて割り当てようと考えておりますが、それがございます。それは左の下、緑色のところに図示してございます。今後、こうしたものが出てくると、ここと、この移動体でやられるウィルコムさん、あるいはワイヤレスブロードバンド企画さんとの間での調整も必要であろう。あるいは地域分割しますので、各社の間でまた調整がやられるだろうということが予想されるわけでございます。これはほんの一例でございますが、そういった新しい使い方が出てくると、これまでなかったパターンのものができるので、既存の事業者もそういったものが出てくることは予定していない設備を組んでいると考えられますので、それとの調整などが生じてくるだろうと考えられます。

主な論点、こういったことでもめるのかということが11ページに書いてございます。これは聞き取り調査などに基づくものでございまして、大体どの方が書かれても、大きく3つの論点に分かれるということが多いようでございます。

真ん中のところに書いてございますが、まず1つは、干渉許容レベルについての認識差の調整、要するに新しいところが入ってきて、ある程度既存の人に影響を与えるにしても、どこまでは許容されるものであって、どこまで以上行くと許容されなくなるのか、そのレベルでもめるということですね。電波法では、無線局というのは、他の無線局などにつきまして、その運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなくてはならない、これは56条の1項でございまして、そういう規定がありまして、前にいる人の運用を阻害するような域に達することをやってはいけないということになっているわけですが、では、どの程度まで行くとその運用を阻害するようになるのかと。既存の人からすれば、ちょっと雑音が入ると困るなということになるでしょうし、新しい人からす

れば、その程度だったらちゃんと通信として使えるじゃないかというふうに言うかもしれませんが。そういったところでもめることがある。

それから、2つ目でございますが、じゃ、一定程度にレベルを抑えましょうということで、妨害回避策をどうしましょうか、どのようにしてそれを回避しましょうかということでいろいろ調整をやる。括弧内で具体例が上がっています。例えば出力の低減化、装置を更改するとか、あるいは調整するなどで出力を新しい人は抑える。そうすると、電波の出てくる量も減りますので、良いのではないかということで、これで済めばこの中では割と軽く済むんですね。その別の方法、アンテナの方向の変更、ちょっと方向を変えるとか、あるいは無線局の場所自体をどこかに変えるとか、それは前の人を変えるのかもしれないし、新しい人が変えるのかもしれませんが、そういったところなんかで済めば、出力の低減よりは少々かかるかもしれないけれども、ある程度費用は抑えられるかもしれない。

さらにいきますと、既存の無線局の人に、最初にご紹介したような例ですが、干渉低減のフィルタを追加する、受信側で抑えるようにするという場合なんかもあるようでございます。ここまでいくと費用がかかってしまうかもしれませんが、周波数を変えてしまうとか、こういったところは、じゃ、お互いに出さないようにしようとかというようなこと、そういう選定が行われたりするわけです。

そうしますと、これと表裏一体の関係になりますが、じゃ、費用負担はどうなのかと。幾らかかりますと。どちらで負担するかということになるわけですね。割と多くとられる考えとしましては、原因者負担ということで、新規の人が入ってきたときに、じゃ、負担しましょうかというのが一番考えやすいのですが、既存の人が負担する場合もあるかもしれない。例えばこういうふうな措置をすると、あなたにもこれはメリットがあるじゃないかということで、折り合いがつけばそこが負担することもあるかもしれない。そういったふうなことが協議なんかでよく行われるようでございます。

12ページ、こちらは少々細かいのですが、そういったいろいろな措置を講じるときに、それがどういったように既存の免許条件に影響するのかということについて書いております。例えば一番右側で、吹き出しを書いてあるところにマルがございまして、フィルタの挿入なんかをしますと、例えば工事設計の中にある無線設備の系統図に変更が行われたりするかもしれない。そうすると、その際の行政手続なども伴うということですがけれども、そういったふうな関係にあるということでございます。これらも割と軽微に済めば、そういった行政上の手続はなくて、あっせん・仲裁が行われて、このように協議が調いました

というだけで済む場合もあるかと思えますけれども、こういった行政上の手続が必要になる場合もあるということでございます。

以上、無線局の開設等に伴うあっせん・仲裁の関係でございますが、もう1件について、運用の関係でございますが、13ページからご紹介しております。昨年の法改正が行われるまでは、無線局から実際に電波を発射する行為、これを運用というのですけれども、こうした行為を行うのは免許人でなくてはいけない、あるいは登録制度というのがございまして、登録した者でなくてはいけない、そのような制度になってございました。これに例外をつくろうというのが昨年の法改正で行われたことでございます。

どういった場合が想定できるのかでございますけれども、13ページの真ん中の箱でございます。具体的に対象物がまず挙げられております。①②③と挙げられております。昨年の法改正で措置しましたのは、登録制の対象の無線局、具体的にはPHSの基地局で電力の小さいものです。それから、5GHz帯無線アクセスシステムって何のことかよくわかりにくいかとは思いますが、FWAと言いまして、固定的に置くようなもの、例えばブロードバンドの末端で、ここは有線ではなかなかできないので、電波で出そうという場合がございます。そういったものなんかがこの対象になっております。

それから、これはちょっと特異な例でございますが、②の非常時の通信を行う場合、地方公共団体なんかで無線局をお互いに融通し合うということがありますが、そういったものを措置するもので、これは今回のあっせん・仲裁制度で対象になってくるものとは限らないと思えますけれども、ございます。それから、括弧して③と書いてございます。これは、実は昨年の法改正ではなくて、今国会に提出している法案の関係でございまして、長々と書いてありますが、「簡単な操作で運用することにより混信等を与えないで運用できる無線局」、ちょっとこれだけではよくわかりにくいですが、端的に言うと、携帯電話で不感地帯をなくすために措置するということで、フェムトセル方式と言っておりますが、非常に小型の基地局というのが出回ってきております。これを免許人でなくても運用できるようにしようというふうな法改正を現在考えております。

そうしたものが法改正が成立すれば、この対象になってくるわけでございますが、今度が一番下のほうに矢印が向いておりますけれども、今年の4月1日の施行を目指して省令の改正をやっているわけでございますが、運用させる側とする側との間が電気通信事業者である場合、こういった運用をさせるというふうなことのやりとり、例えばどういう費用負担でお互いにやるのかとか、運用させる側は、運用する側に対するいろいろな監督義務

というのを持っています、いろいろなことを指示することができることになっておりますけれども、どこまでが適正なのかとか、どこまでは嫌だとかということなどを、紛争が起こった場合にあつせん・仲裁の対象にしましょうということでございます。

14ページは、今申し上げました具体的な対象となる無線局の例を絵で描いてございます。上のほうはPHSの例でございますが、普通、無線局、こういう電波を発する基地局は、運用は電気通信事業者自体、例えばPHSだとウィルコムが主なところですが、例えば免許人が自分で行きにくいようなところ、例えばビルの中とか、地下街とか、そういった中で小型の基地局を設けて、そこに運用してもらいたいというようなこともある。それをできるようにしようということでございますね。それを、例えばビル管理人なんかが行えば、別に電気通信事業でなくてもいいわけですが、これを再販業者が自分で請け負う場合なんかがあり得るだろうと。そういった場合に、紛争が起こった場合には、あつせん・仲裁制度の対象になるようにしようということでございます。

14ページの下の方は、これは今国会に提出して、まだ成立していないものについて図示しております。これは、上のほうのPHSの基地局と似ていますが、携帯電話の小型の基地局について同様の措置を講じようというように考えているところでございます。

ご説明は以上でございますけれども、こういったあつせん・仲裁制度を設けることで、かなり期待しておられる方も多いと思いますので、ぜひそういった期待に応えられるような形で円滑な調整が進んでいけば良いように思っている次第でございます。

以上でございます。

【龍岡委員長】 どうもご説明ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に対して、何かご質問、あるいはご意見等がございますか。ありましたら、どうぞご遠慮なく。

【白井特別委員】 5ページのところですが、あつせん・仲裁の手続を行うことができる無線局は次のとおりということで、7つございますが、例えば最近、道路関係、ITS関係、DSRCのシステム等があったときの問題、あるいは海上インマルサットの問題とか何かが入った場合というのは、ここには書いてありませんが、含まれているのでしょうか。

【藤野企画官】 ここに列挙したものだけで、今、省令案をつくっております。ここは、どうしてこの7つを挙げたかと申しますと、これは昨年までの研究会の検討と、それから、それに付随しまして総務省でも聞き取り調査などを行った際に、挙げられた希望を全部挙

げたというふうな感じでした。これ以外にもあった場合には、そういったものも含めた形で改正なんかもまた考えていきたいと思っております。

基本的な考え方としましては、まず電気通信業務用などが典型ですけれども、多数の無線局を展開していくことに意味があるようなビジネスというのがあると思うんですね。そういったものをサポートする必要があるかなということで、そういったものの調整なんか円滑に進むことをまず優先させようかというふうに考えたものでございまして、こういうふうに、いろいろな要望に応じて挙げていったものでございます。

すべての無線局を対象にしますと、今回のあっせん・仲裁の主体者の電気通信事業紛争処理委員会で行っていただくということでやっているわけですが、どういう機関が行うにしてもキャパシティというのがあると思うのですね。ですから、優先順位をある程度設けて考えたということでございます。また、要望などがございましたら、そこはそういった意味での機関のキャパシティなどを勘案しながら考えていきたいと思っております。

【龍岡委員長】 よろしいですか。

【白井特別委員】 はい。

【龍岡委員長】 ほかはどうでしょうか。どうぞ。

【富沢委員】 電気通信事業者同士じゃなくて、地方公共団体とか、電気の事業者であっても、電波を使っているということでは対象になるということなのでしょうか。

【藤野企画官】 そうです。

【富沢委員】 これは、例えば電力会社が電波を使う場合、総務省に届け出とかを出しているのですか。

【藤野企画官】 いや、無線局を開設する場合は免許の手続が要るのですけれども、それは少し置いておいて、実際に電気事業をやるために、例えばここでマイクロをつくり出すというときに、実際に地方公共団体の無線局との間でそこは調整を行うなど、いろいろやっています。そういったことをスムーズに運ぶことができるようにしようということを、ある種、これは電気通信事業云々というよりは、電波法の世界というのは、電波を使っているのは全部範疇に入りますので、電波の利用を円滑に行っていただけるようにという観点から今回入れさせていただいたと、そういうふうなことでございます。

【富沢委員】 電力会社でも電波法にはかかわるわけですか。

【藤野企画官】 そうです。

【富沢委員】 傘の中にいるということですね。

【田中電波部長】 無線局の免許という観点で、電気通信事業者もあれば電力会社もあれば、他の事業者もいると、そういう意味でございます。

【富沢委員】 わかりました。あともう一ついいですか。2番目のほうの、13ページ以降のことがいまひとつよくわからないのですが、これはMVNOみたいな形ではなくて……。

【藤野企画官】 まあ、MVNOみたいなものですね、想定しているのは。基地局を実際につくる人というのがMNOですね。

【富沢委員】 MNOがありますよね。MVNOが借りて何か事業をしますよね。

【藤野企画官】 ええ。借りてやるわけですね。今まではMVNOとって、実際に無線局の運用権限まではなくてやっていたのですが……。

【富沢委員】 借りているだけだったと。

【藤野企画官】 そうですね。そういったものを権限も持ってやりたいという方がもし出た場合には、その間での紛争はここでやりますと、そういう意味でございます。

【富沢委員】 はい。MVNOは分かるのですが、さっき事例でおっしゃったように、例えばウィルコムさんが、アンテナをつくりたいのだけれども、あるビルの中には入れないと。で、そのビルの人に、ちょっと電波が届かないから設置してよとか言って、そのビルの人がウィルコムさんの基地局を受託して運営してあげるみたいなことですか……。

【藤野企画官】 運用権限を委ねていただいて、それでやるという場合は、法改正した後は想定されるわけですが、このあっせん・仲裁制度の対象とさせていただいたのは、お互いが電気通信事業者の場合だけでございまして、例えばどこかのビルの管理者が、自分のビルの運営だけのために運用権限を自分で持つという場合には対象にならないというふうに考えています。

【富沢委員】 住友ビルなら住友ビルの人が、自分のビルのためだけにやるのは対象にならないのですね。

【藤野企画官】 そうです。それでもってほかの人にも何か提供しよう、使ってもらおうといったときに、それは電気通信事業者であるというならば、このあっせん・仲裁制度の対象になってくると、そういう意味でございます。

【富沢委員】 すみません、やはりよくわからない。どういうイメージのものなのでしょうか。

【藤野企画官】 今後出てくるものなので、具体的にあれですというのはなかなか難し

いんですけれども、例えば自分で無線局を置いて、根源的な免許は例えばPHS事業者なり携帯電話の事業者がとりますが、これをもう少し自由度をもってやりたい、例えばそこにいろいろな機能を付加させて何かやるとか、そういったことで、自分自身もこれをだれかに提供する形でサービスをやりたいということをあわせてやるような場合などがあるかなど、そういうイメージでございます。

【富沢委員】　　そういう人が出てきた場合ということですか。

【藤野企画官】　　そうですね。

【富沢委員】　　わかりました。

【龍岡委員長】　　よろしいですか。

【富沢委員】　　はい。

【龍岡委員長】　　ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。それではどうもありがとうございました。

以上をもちまして、議題1を終了させていただきます。ここで、田中電波部長と総合通信基盤局の電波政策課長の藤野企画官はご退席になります。どうもありがとうございました。

(田中電波部長、藤野企画官退席)

【龍岡委員長】　　次の議題に移りますが、本件に関連しましては、後ほど議題4として電気通信事業者のほうから「電波干渉調整の実務について」ご説明いただくことになっております。

それでは、次に議題2、「電気通信事業分野における最近の競争政策」についてであります。本件につきましては、総合通信基盤局の谷協事業政策課長からご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【谷協事業政策課長】　　谷協でございます。どうぞよろしく願いいたします。

資料2でございますけれども、「ブロードバンド競争政策の最近の動向」ということでご用意をさせていただいております。1枚おめくりいただきまして、1ページ目でございますけれども、きょうご説明申し上げますのは、この5点でございます。新競争促進プログラム2010からご説明をさせていただきたいと存じます。

2ページ目をお開きください。現在の我が国のブロードバンドの状況ということで書かせていただいております。右下のほう、ちょっと字が細かくて恐縮でございますけれども、日本のブロードバンドの加入者、オレンジ色の部分でございますけれども、2,700万ぐ

らいでございます。固定電話の加入者が若干減りぎみですが、5,300万ということ、それから、携帯電話の加入者は1億を超えたというような状況でございます。そして、じゃ、ブロードバンドの中でどういうサービスをお使いになっている方が多いのかというのが左上でございますけれども、DSLの加入者の方は少し減りぎみでございます、だんだん軸が光ファイバのほうに移ってきているという姿が見てとれるわけでございます。このようにブロードバンド化、あるいはIP化と呼ばれておりますが、インターネットプロトコル、インターネット化が進んでいるということでございます。

3ページ目でございますけれども、市場が今、どんどん統合化をしてきているというご説明の紙でございます。と申しますのが、左のほうの図、下のほうをご覧くださいますと、従来は、例えば音声なら音声のネットワーク、データ通信ならデータ通信のネットワーク、映像なら映像というふうに別々のネットワークでございましたけれども、全部IP、パケットという形で統合化されてきている。1つのネットワークで何でも送れると。また、固定と移動の融合というのも今、起こりつつあります。FMC（Fixed and Mobile Convergence）というような言い方もしております。

また、IPの1つの大きな特徴として、距離の概念がなくなってきました。地域、長距離、国際という概念がなくなってきました。一例を挙げますとインターネット電話、これは都区内であっても、あるいは東京からニューヨークに電話をしても変わらないといったようなことになってきております。つまり、サービスごとにネットワークが別々に構成されていた時代から、1つのネットワークで何でも送れるようになってきているという意味で、伝送するネットワークの統合、これを私どもは水平的統合という言い方をしておりますけれども、状況が起きてきております。

もう一つの統合が右のほうでございます、縦方向の垂直的な統合というものも起きてきております。どういうことかといいますと、物理的なネットワーク、光ファイバですとか、メタルですけれども、その上に通信サービスがございます。そして、その上に、1つ飛びまして、コンテンツ・アプリケーション、こういったものがある。その間に、プラットフォームというふうにご覧いただけますけれども、正しい契約者かどうかを認証するような、あるいはコンテンツからお金を取る、課金のような機能でございますけれども、こういったものを一体的に提供する。こういったようなビジネスモデルが出てきております。現在の携帯電話を考えていただきますと、まさにネットワークを持ち、通信サービスを提供し、iモード、イージーウェブといったようなポータルを運用し、その上にコンテンツ

が乗っかっているというように、垂直的なビジネスモデルになってきております。

4 ページ目をお開きいただきたいと思いますが、今申し上げましたように縦方向に伸びるビジネスモデルというのはどんどん出てきておりますけれども、こういったモデル、1 社で今申し上げました携帯電話のように提供する場合もあれば、それぞれのレイヤー、事業領域が分かれてきておりますので、いわばコラボレーションのような形で提供する、ここでは協働指向という形で書いておりますけれども、いろいろなビジネスモデルがこれから出てくることが期待されております。そういった意味でネットワークも変われば、サービスの統合化も進み、また、担うべきプレーヤーも非常に多様になってきているというような状況でございます。

こういった状況の中で、次の5 ページ目をお開きいただきたいと思いますが、2006年の6月でございましたけれども、「通信放送の在り方に関する政府・与党合意」というものがございます。この中で2つポイントがございまして、1つがネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図る。つまり、公正競争を確保するためのルール整備を図るということ、それからもう一つは、NTTの組織問題については、2010年の時点で検討を行う。この2点でございます。

公正競争ルールのほうにつきまして、私どもは直ちに着手をしようということで、中ほどからちょっと下でございますが、新競争促進プログラムというものを2006年の9月に公表させていただき、これに沿っていろいろな政策を展開してきているというような流れになっております。

じゃ、この新競争促進プログラムとはどういうものかということでございますが、次の6 ページ目をごらんいただきますと、非常に多岐にわたる中身が含まれております。2006年段階で公表いたしましたプログラム、ここにございます10の項目で構成をされております。どうしてもネットワークそのものが大きく変わっていく、あるいはビジネスモデルが大きく変わっていくという中で、どこか1つ手をつけますと、ほかの競争ルールにも影響が出てくるということで、なるべく包括的にいろいろなものを一緒に検討をしていくというような姿勢で私どもは臨んできているところでございます。

また、この競争促進プログラム、いわばブロードバンドの競争ルールをつくるためのロードマップというものでございますけれども、非常に市場の動きも速いので、1年に1回これを見直しをするというふうな約束をしております。あわせて進捗状況について、プログレスレポートを公表するといったようなお約束をしております、昨年の10月でござ

いましたけれども、最初のプログラムから1年強がたったということで、改訂版の公表、それから、進捗状況についてのプログレスレポートを公表させていただいた。こういったような流れになっているわけでございます。

この後、幾つか具体的な検討を進めてきております中身について、ご紹介をさせていただきたいと思います。7ページ目でございますように、まず、モバイルビジネス活性化プラン、携帯電話の世界におきます競争促進のあり方についてのご説明をさせていただきたいと思います。

8ページ目です。日本は携帯先進国と呼ばれるように、非常に高度なサービスが提供されておりますし、また、携帯電話の普及も非常に増えてきております。先ほど申し上げましたように、携帯電話の加入者の数が今年の12月段階で1億を突破している、こういった状況でございます。ただ、この赤線のところをごらんいただきますと、対前年に比べての携帯電話加入者の増加率でございますけれども、昨今では5%強ぐらいで推移をしております、従来に比べますとかなり下がってきております。そういった意味で携帯電話のマーケットは、従来の右肩上がりの成長期から次第に成熟期へと変わってきている。こういったような状況になってきております。

こういった中で、次の9ページ目でございますけれども、先ほど来申し上げておりますように、携帯電話、モバイルのサービスと申しますのは、垂直統合のビジネスモデルが構成をされております。例えば携帯端末はキャリアさんのブランドで販売をされておりますし、当然ネットワーク、通信サービスもキャリアさんが提供する。また、公式ポータルなどもキャリアさんが提供するということで、川上から川下まで携帯電話会社が一元的に提供するというようなモデルで来ております。

しかしながら、例えば固定通信の世界を考えてみますと、例えばNTTさんのBフレッツに入るといいうきに、Bフレッツ専用のパソコンを買わないといけないということはないわけございまして、そういった意味で固定のサービスの場合には、現行のモバイルに比べますとややオープンな形になっております。これからの世界を考えますと、固定通信と移動通信の融合といったようなものも生まれてくるかと思っております。そういう中でモバイルのサービスにつきましても、従来よりも開放度の高い、オープン性の高いビジネスモデル、環境をつくっていくというのが私どもが目指している世界、オープン型モバイルビジネス環境という言い方をさせていただいております。

次の10ページ目でございますけれども、昨年、モバイルビジネス研究会という検討の

場を設けさせていただきまして、携帯電話の販売モデルについて、いろいろな議論がございました。今、家電量販店等におきましては、いわゆるゼロ円端末などが多いわけでございますけれども、これを可能にしておりますのは、販売奨励金という仕組みでございます。通常例えば5万円ぐらいする端末につきまして1万円で売ると。残りの4万円というのは奨励金という形でキャリアさんが代理店、あるいは量販店に支払っております。その4万円をどこから回収するかといいますと、つまるところ通話料金で後刻回収をしている。こういうようなモデルになっております。

私どもとしては、こういったモデルというのは、端末を安く見せて、携帯電話に対する需要をつくり出してきたという意味があったわけでございますけれども、これからの成熟期においては、通信料金と端末価格というものをもう少しわかりやすく消費者の皆さん方に提示をしていただく必要もあるのではないかとということで、分離プランというふうに書いておりますけれども、端末の価格と通信料金をなるべく分けていただくというお願いを昨年の9月にさせていただいております。

また、今、携帯電話の中にはS I Mカードと言われるI Cカードが入っております。本来の姿としては、これを抜いて、別のキャリアのS I Mカードを入れますと、別のキャリアの端末として使うということも本来的には可能でございますが、現在はそういうことができない。つまり、1つの端末は、ある特定のキャリアにのみ使えるというような形になっております。これを私どもは「S I Mロック」というふうに呼んでおりますけれども、この「S I Mロック」につきましても、2010年時点でこれを解除する方向で検討をするという方針を出させていただいております。

先ほど申し上げました料金と端末価格の分離・明確化ということにつきましては、次の11ページ目でございますように、NTTドコモさん、あるいはauさんにおいても新しい料金プランを昨年の11月以降導入をされたということで、少しずつ動き出しているというような状況でございます。

また、この議論の過程で、次の12ページ目でございますけれども、モバイルの世界におきまして、今申し上げました販売奨励金というものを会計上どのように取り扱うのかといったような問題がございました。端末を売るための端末奨励金というものが、これまでは電気通信事業の費用として会計上、計上されております。そして、これが通信の原価として、他事業者ネットワークを貸し出すときの接続料ですとか、あるいは卸電気通信役務の原価として含まれているという形になっております。自分の端末を売るための営業経

費が他者にネットワークを貸し出す際のコストとして含まれているということで、これは改める必要があるだろうということで、現在、会計規則の見直しを行っておりまして、端末の奨励金については付帯事業、端末の販売事業の費用のほうに付けかえていただくといったような動きも現在講じているところでございます。

次に、13ページ目でございますけれども、いわゆるMVNOでございます。本紛争処理委員会におきましても、NTTドコモさんと日本通信さんとの間の接続の協議について、ご議論を昨年ちょうどいたしたところでございますけれども、私どもといたしましては、このMVNOの新規参入の促進ということについて、力を入れているところでございます。どうしても携帯電話の世界は周波数の制約がございますので、周波数の割り当てを受けてサービスを提供できる事業者の数というのは限られております。そういった意味で、ネットワークを持っている事業者さんからこれを借り受けて、一部別のサービスを提供する。これをMVNOというふうに呼んでおりますけれども、こういったものがマーケットに入ってくることによって、市場がより活性化するというようなことを考えております。

これにつきましては、現在、14ページにもございますように、MVNOは少しずつ動きが出てきているところでございまして、ISPさんなどが卸役務の提供を受けまして、MVNOデータ通信を中心とする事業を始めている。赤いところが最近の動きということで書かせていただいております。

このMVNOでございますけれども、どのくらい市場が拡大する効果があるのだろうかということで、昨年の研究会の中で野村総研さんに試算をしていただいたのが15ページ目でございますけれども、2015年段階で通信関連の付加収入という意味では1兆6,000億円の拡大効果があるだろうというような試算結果が出ております。現在、モバイルのマーケットは9兆円程度でございますので、そういった意味では1割5分から2割程度のマーケット拡大効果が期待されるのではないだろうかというように見ているところでございます。

このMVNO、既存事業者とMVNO、新規参入の事業者との間の関係というのがいろいろと問題になってくるわけでございまして、次の16ページ目でございますけれども、どうしてもMVNOがマーケットに入ってくるときには、昨年ご審議をいただきました例にもございますように、いろいろと事業者間で問題が起きるケースも出てまいります。

私どもとしては、電気通信事業法、それから電波法につきまして、これは一般的に書いておりますので、モバイルのMNO、既存事業者とMVNOとの間の関係に当てはめて考

えると、どういうふうな解釈になるのかといったようなことを、ガイドラインとしてつくっております。これがMVNO事業化ガイドラインでございまして、これは2005年と上書いておりますが、これは間違いでございまして、申しわけありません。2002年の6月でございますけれども、ガイドラインを策定いたしました。5年の期間を経過しまして、昨年2月にこのガイドラインは改訂をしております。

昨年の紛争処理委員会、本委員会の勧告をいただいております。右の下のほうでございますけれども、昨年の紛争事案の中で、裁定の内容をこの事業化ガイドラインに反映させるということについて、勧告をちょうだいしております。こういった勧告を踏まえまして、ガイドラインを再度改訂するという作業を現在進めております。今年度末までにこのMVNO事業化ガイドラインについて再改定をするという運びで、現在、手続を進めているところでございます。

次に17ページ目でございます。先ほども少しお話が出ましたが、2.5GHz帯、WiMAX、あるいは次世代のPHSといったようなものについて、新しい周波数の割り当てを昨年の末に行ったところでございます。その中で、今申し上げましたMVNOについて、今回免許を受けた人については、MVNOを受け入れるという計画を事前に明らかにしていただくというお願いをいたしました。したがって、今回のWiMAX、あるいは次世代のPHSにつきましては、MVNOを受け入れていただくということが前提条件となっております。これを電気通信事業法においても担保をさせていただくということで、新しい会社、ワイヤレスブロードバンド、これはWiMAXを提供する会社、それから、ウィルコムさんにつきましても、次世代PHSを提供する際には変更登録という手続が電気通信事業法上、必要になってまいります。その登録条件として、それぞれ各社さんがお示しになったオープン化計画を着実に履行していただくということを条件として付させていただくという運びで、現在、手続を進めているところでございます。

次に18ページ目でございますけれども、先ほども少し出しましたが、フェムトセル基地局でございます。屋外にある大型の基地局をぐっと小さくして家の中に置くといったようなものでございまして、このフェムトセル基地局の1つの大きな特徴は、図にございますように、ご家庭に引っ張っている固定のブロードバンド回線に、弁当箱大のフェムトセル基地局を直接つなぎますと、小型の基地局として使えるということでございます。したがって、先ほどお話が出ておりましたように、地下街ですとか、あるいはご家庭の中でも、例えば高層ビルのビル影になっているようなところ、こういったところで固定

のブロードバンド回線につける形で携帯電話の不感地帯を解消することが可能になります。

同じように、例えばルーラル地域、不採算地域におきましても、同様のことが可能になるわけでございます。これをなるべく早くマーケットに導入をしていこうということで、つい先般、下のほうでございますけれども、フェムトセル基地局の活用についての取扱い方針というものを発表させていただいております。

次の19ページ目でございますけれども、先ほどの説明にもございましたように、電波法につきましては、これを改正する、規制緩和をしていくということで、今、国会のご審議をお願いしているところでございます。また、あわせて電気通信事業法関係の法令につきましては、基本的には緩和をする方向で考えております。

この中で、1つ特徴として申し上げますのは、事業用電気通信設備とする形態というふうに書いております。それから、下のほうに、利用者の設備とする形態というふうに2つ書いております。事業用電気通信設備とするというのは、このフェムトセル基地局を事業者がいわばレンタルの形でユーザに提供する形でございます。そしてもう一つ、利用者の設備とする形態、これはまさに売り切り制度を導入するというところでございまして、携帯電話の超小型基地局を家電量販店等で購入して、ユーザの方がご自宅にお持ち帰りになって、自宅のブロードバンド回線につなげばそのまま使えるようになるというようなことも可能にする予定でございます。

そういった意味で売り切り制を導入することによって、やはりロットが出ますと、それだけ早くフェムトセル基地局も安くなっていくということも期待をされるというふうにご考えてございまして、この取り扱い方針につきましては、現在、パブリックコメント中でございます。年度内にこの方針を確定し、今年の秋には制度整備が終われるように、これから関連の進めを進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、20ページ目をごらんいただきたいと思いますが、携帯電話の販売員、これは家電量販店あるいはショップにおきまして、携帯電話端末あるいはサービスを販売しているわけでございますけれども、料金が非常にわかりにくいですとかという問題もございます。それから、やはりこういったショップにおいてのアドバイスというものが最終的には非常に大きな役割を果たしている、消費者との間のインターフェースとして非常に重要でございます。そういったことで、この販売員の方に対して、広く一般的な基礎知識があるかどうかという資格試験を民間の団体がおやりになるという場合に、これを総務省が後援をするというような制度をこれから入れていきたいというふうにご考えてございまして、本日この

運用方針を確定させ、公表をさせていただいたところでございます。これからこういった試験をやりたいという民間の方が出てきましたら、一定の公正・中立性が担保されている場合には、総務省として後援名義を出していくということを考えているところでございます。

また、21ページ目でございますが、今申し上げました非常に多岐にわたりますモバイルビジネス活性化に向けた取り組みをしておりますけれども、これも単につくっただけということではなくて、マーケットも非常に動きが速いので、モバイルビジネス活性化プラン評価会議というものをつくらせていただくこととしております。これはまさに政策の第三者評価を行うということを考えておりまして、第1回は3月6日でございますが、四半期に1回程度、政策あるいはマーケットの動向について、外部の方からきちんと評価をいただくというような場をつくりながら、公正な施策展開に努めてまいりたいと考えております。

次に22ページ目、駆け足で恐縮でございますけれども、通信プラットフォームの連携強化という点でございます。この通信プラットフォームという言葉は非常にわかりにくいのでございますが、次の23ページ目をごらんいただければと思います。

先ほど事業領域、レイヤーの絵をかかせていただきました。携帯電話の場合ですと、このプラットフォームに当たる部分が、認証ですとか、課金ですとか、こういった機能が該当するわけでございます。一例を挙げますと、番号ポータビリティ制度が導入されまして、番号が変わることなく、別のキャリアに乗りかえることが今はできるわけでございますけれども、従来契約しておりました、例えばコンテンツなどは、一度契約を解除いたしました、新しいキャリアさんのもとで再度契約をしないといけないというようなことになっております。また、メールアドレスにつきましても、当然、別のメールアドレスが付与されるという形になります。私どもとしては、キャリアさんをおかわっても、同じコンテンツがそのまま継続的に利用できるだとか、あるいはプロバイダーさんと契約して使っているメールアドレスがそのままの携帯キャリアさんでも使えるようにといったような、さらなるポータビリティを確保することによって、キャリア間の移動というものもさらに円滑に行えるのではないかと考えております。

こういったプラットフォーム機能の連携強化という観点で研究会を、実はこれは水曜日から開催をしていくことにしております、24ページ目にありますような、いろいろな

新しい活性化の効果というものを期待できるのではないだろうかというふうに考えております。25ページ目にスケジュールがございますけれども、秋口には報告書を取りまとめで、具体的な施策展開につなげてまいりたいというふうに考えております。

次に、26ページ目をごらんいただきますと、インターネット政策の検討というのが出てまいります。これは、なぜこういうことをやるのかということで、27ページ目をごらんいただきますと、日本はブロードバンドが非常に急速に伸びておりますので、結果としてネット混雑が非常に起きております。ネットワーク上を流れるパケットの流通量がどんどん増えてきております。

これは、つい先般公表した、昨年11月末現在のトラフィック、通信量の推移でございますけれども、大体2年で2倍のペースでインターネット上の流通量が増えてきております。当然、情報流通量が増えるということになりますと、それに合わせてネットワーク設備を増強しないといけないということになってまいります。では、そのコストをだれが負担するのか、こういったような問題も出てきているわけでございます。特に日本の場合、ブロードバンド環境が世界に先駆けて進んでいるということもありまして、こういったネットワーク混雑の問題、世界に先駆けて今直面をしている問題というふうにご理解いただきたいと思っております。

そうした中で、次の28ページ目でございますけれども、従来、例えば映像をネット上で配信する場合には、左のようにクライアントサーバモデルという形でやってきております。どういうことかといいますと、サーバのところにコンテンツを蓄積しておいて、ネットワーク上で配信をしていくという形、放送局のようなものでございますけれども、この形ですと、見たいという人の数が増えてまいりますと、どうしても送り出す側のキャパシティが限られておりますので、アクセスが集中すると見られなくなる、あるいは途中でフリーズしてしまうといったような問題があります。

最近注目されておりますのは、Peer to Peerという技術でございます。これは、最初はこのサーバからパソコンのほうにコンテンツを配信しますと、あとは2人目が見たい、3人目が見たいというときに、1人目から手渡しで渡してあげる。横に渡してあげることによって、中央のサーバに負荷をかけないでコンテンツを視聴することができるといったような技術でございます。このP2Pという技術は、スカイプといったような電話がございますけれども、ああいったものにも今、使われております。Peer to Peerといいますと、どうしてもウイニーというものが念頭に上がってまいります。ファイル交換ソフトという

言い方をしておりますけれども、著作権侵害の問題なども随分指摘をされたところでございます。

Peer to Peerは、ネットの混雑を解消する要素にもなるわけでございますけれども、他方で、ネットの混雑を生み出すようにもなっております。いわばいい面と悪い面がございます。29ページ目をごらんいただきますと、従来は、画像をユーチューブですとか、あるいはUSENのギャオさんのように、映像を配信することがネット混雑を生み出しているというふうによく言われていたのをごさいますけれども、上のダウンロードをごらんいただきますと、いわゆるストリーミングと言われます動画配信の占める割合は非常に小さうございます。緑色の部分が実は動画配信でございます、実はPeer to Peerの部分が赤い部分以下すべてでございます。したがって、P2Pがネットの混雑を生み出しているという状況がわかってきたわけでございます。

もう少し具体的に言いますと、30ページ目にごさいますように、左のほうをごらんいただきますと、全体のユーザの10%で6~9割程度のインターネットの容量を使っております。さらにその中の10%のさらに1割、つまり、1%の人が帯域の5割~6割使っている。つまり、ヘビーユーザがインターネット上に存在しているということもわかってまいりました。

そういった中で、じゃ、このヘビーユーザとライトユーザとが同じ料金の負担をしているのは不公平ではないかとか、あるいはネット混雑をもっと緩和するためには何かほかには手はないのか、こういったような問題が出てきておまして、こういった点を検討することを主眼といたしまして、次の31ページ目にごさいますが、あしたからでございますが、インターネット政策懇談会というものを開催する運びとなっております。

ネット混雑につきましては、次の32ページ目にごさいますように、なるべく柔軟なネットワーク、非常に波動性が強いパケット流通量がございますので、柔軟にネット混雑を吸収できるような、そういった仕組みというものを考えていく必要があるだろうというふうに考えております。

33ページ目、昨年の9月にネットワークの中立性に関する懇談会の報告書をまとめておりますが、その中でもネット混雑の問題は取り扱ったわけでございますけれども、さらに具体的な議論を今回のインターネット政策懇談会の中で進めていきたいというふうに考えております。

34ページ目にごさいますような、非常に多様な課題について検討をしていきたいとい

うふうに考えておりますが、時間の都合もございますので、この部分は割愛をさせていただきまして、1ページ飛んで36ページ目をお開きいただきたいと思います。現在、NTTさんにおかれましては、NGN、次世代ネットワークの構築を進めておられるところでございます。これは、通信会社さんがIPのネットワークをおつくりになるということで、1つの大きな特徴といたしましては、サービスの品質を非常にすぐれた品質、つまり、非常に確実な品質、それから、優先するもの、普通のもの、それから、いわゆるベストエフォートというように、幾つかのQoSをクラス分けすることもできる。こういったようなネットワークでございまして、非常にチャレンジングなネットワークの構築になってまいります。今年度中、3月末までにNTTさんにおかれては、このNGNを使った商用サービスを開始するというような運びになっているところでございます。

37ページ目でございますように、このNGN、ネクスト・ジェネレーション・ネットワークを使いますと、現在の広帯域網で提供しておりますフレッツサービスに加えまして、非常に品質の高いIP電話、あるいは地上デジタル放送の再送信、こういったものもこのNGNを使うと可能になってまいります。こういった新しいサービスを提供する場合には、実はNTT法に基づく認可が必要になるわけでございますけれども、実は本日の午前中、NTTに対しましてこの認可をしたところでございます。これを踏まえて、NTTにおかれては、年度内に商用サービスを開始する方向でこれから準備が進められていくといったような段取りになっているわけでございます。

ただ、このNGNにつきましては、次の38ページ目でございますように、従来のISP同士がつながっている、いわゆるザ・インターネットと呼ばれているもの、この図では右側でございますが、これはまさに非常に自立的なネットワーク、自由なネットワークでございます。これとNTTさんのNGNというものが対置される形になってまいります。NTTさんの場合は、アクセス網については、全体の92.5%のアクセス部分というのはNTTさんが持っております。まさにボトルネック設備と呼んでいる部分でございまして、インターネットにアクセスする場合も、どうしてもこのNTTさんのアクセスネットワークを介してつながっていかなければいけないという形になっております。したがって、NGNのよさを生かしながら、かつ、このNGNとインターネットというものが併存するという形をつくるためには、NGNのオープン化を進めていく必要があるだろうと考えております。

そういった意味で、次の39ページ目でございますけれども、先ほど申し上げました、

本日行いました認可におきましても、認可条件をつけております。詳細は割愛いたしますが、基本的には、NTTさんの関連する会社とそれ以外の方の間で公正な取り扱いを進めていただきたいということが趣旨として書かれているわけでございます。これに加えて、次の40ページ目でございますけれども、現在、情報通信審議会におきまして、先ほど申し上げましたNGNのオープン化を担保するための接続ルールのご審議をいただいているところでございます。現在、答申の案が取りまとめられまして、パブリックコメントにかけられているところでございます。3月末までに審議会からの答申をいただいて、私どもとしてはオープン化を担保するための接続ルールをつくるという作業に取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

それから、少しまた違う視点でございますが、41ページ目をごらんいただきますと、競争セーフガード制度というものが出てまいります。これはどういうものかといいますと、NTTグループさんに関しましては、過去、NTT再編などの際に、幾つかの公正競争を確保するための条件をつけさせていただいております。また、先ほど申し上げましたNGNの認可に際しましても、公正競争を確保するための条件をつけております。あるいはNTTさんについてはドミナント規制が適用されておりますので、差別的取扱の禁止といったような一定の行為規制がかけられております。こういったことが着実に守られているかどうかということを定期的に検証する必要があるだろうということで、競争セーフガード制度という運用を2007年度、今年度から行わせていただいております。つい先般、2月18日に検証結果を公表いたしまして、同日、NTT東西さんに対して行政指導を行っているところでございます。

具体的には次の42ページ目でございますけれども、禁止行為規制に関する部分でございますが、例えば他事業者との接続業務で得た情報を自分の光サービスの営業に使ってはいけないと。これは従来から条件になっておりますが、こういった点についても、改めてこういった情報の目的外利用をしてはいけないという点について周知徹底を図っていただくように要請をさせていただいております。

また、現在、「BフレッツウイズOCN」といったようなチラシをつくって提供しておりますけれども、この点につきましても、OCNと他のプロバイダーの扱いについて同等性を確保するという点について、改めて趣旨を徹底していただくということ、また、NTT東西さんの子会社がございまして、この子会社がBフレッツの営業、それから、NTTドコモさんの商品の営業、これをそれぞれから受託をしております。この受託をする

こと自体について問題はございませんけれども、一方の例えば営業経費がクロスサービスダイジェーションされるといったようなことは望ましくないわけでございますので、こういったことがないようにいうことで改めて周知徹底をお願いしている。こういったような行政指導をさせていただいているところでございます。

なお、43ページ目でございますように、「指定電気通信設備制度」という言葉が出てまいります。いわゆるドミナント規制でございますけれども、このドミナント規制につきましても、現在は固定市場と移動市場とで明確に分けてドミナント事業者を指定しております。ただ、先ほど来申し上げておりますように、固定市場と移動市場の融合といったようなことがこれから進んでまいりますので、そういった中で現行のドミナント規制についても柔軟な見直しをしていく必要があるだろうというふうに考えておまして、私どもにおきましては、このドミナント規制の見直しに向けた検討をこれから始めていく必要があるだろうというふうに考えております。

最後に、44ページ目、消費者保護策の強化というふうに書いておりますが、45ページ目、最後のページをお開きいただきたいと思っております。やはりブロードバンド市場におきましては、非常に料金がわかりにくくなってきたり、あるいはサービスが多様化してきている中で、消費者の方に正しい情報をお伝えし、そして正しい選択をしていただくという、そのための環境整備を図ることも大変重要だと思っております。そのために、通信サービスにおける利用者保護の基本ルールだとか、あるいは苦情処理の仕組みだとか、あるいは複雑な料金を客観的に比較する手法の開発ですとか、ADRを含む紛争処理のあり方ですとか、当委員会にもかかわりがあるような中身を含めまして、消費者保護のあり方について今年度中に検討の場を別途設けまして、今年中に結論を出したい。こういった検討の場も別途設けてまいりたいと考えているところでございます。

以上、少し時間が超過してしまいましたけれども、最近のブロードバンド競争政策の動向ということでご紹介をさせていただきました。

【龍岡委員長】 どうもご説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に対して、何かご質問あるいはご意見がございますか。

【富沢委員】 最後のピンクの記載部分ですが、検討項目、ADRを含む紛争処理機能の強化というのが、これからの検討ということで書いてあるんですが、これは、消費者の保護みたいなことも、紛争処理委員会の仕事として入るかもしれないと、そういう意味でしょうか。

【谷協事業政策課長】 はい。昨年、例えばモバイルビジネス研究会、あるいはネット中立性懇談会というものの報告書の中で、今ご指摘のように、消費者と通信サービスを提供している事業者との間の紛争事案についても、何らかの仕組みというのがあるのもいいのではないかと、あるいはコンテンツプロバイダーのような、電気通信事業者でない人と通信キャリアとの間、こういったところをどうやって紛争処理のプロセスというものを考えていくのかというようなことについて、検討すべきではないかという問題提起をいただいております。今ご指摘のような中身も含めて、この検討の場で考えていきたいと思っております。

【富沢委員】 もしかすると、それについては、ここの紛争処理委員会ではなくて、別の消費者保護何とか委員会みたいな、別なものがつくられる可能性もあるということですか。

【谷協事業政策課長】 そこまではまだちょっと具体的なイメージはございませんので、これから検討してまいりたいと思っております。

【富沢委員】 わかりました。ありがとうございます。

【龍岡委員長】 ほかにいかがでしょうか。

【白井特別委員】 フェムトセル基地局のお話がありまして、今後はこういう形のものが増えてくるのかなという感じがするのですが、現状で考えているのは、この基地局を開設するのは、やっぱり通信業者側が持っているという、私の言いたいのは、例えばプライベートな無線のPBXみたいなものを開発したいようなことを考えたときは、自分のところには置きたいけれども、どっちかという占有使用したいようなことが出てくるのかな。これは今、どちらの形で……。

【谷協事業政策課長】 先ほどごらんいただいた中で言いますと、19ページでございますけれども、あくまで免許人というのは通信事業者ということを想定しております。といいますのが、通常の周波数を使っているのは携帯電話事業者ですし、それと同じ周波数のところでぎゅっと基地局を小さくしていくということでございますので、免許人は事業者ということでございますけれども、じゃ、運用者はだれかという、ご家庭のお父さんであったり、お母さんであったりする可能性が出てくるわけでございまして、そういった意味で、電波法令関係で言いますと、2のところがございますように、免許人というものと、それから、運用を行う者の運用責任というものを分けるといったようなことを考えていくということでございます。今は携帯電話基地局を設置する、まさに免許人が運用責任

を負っているわけでございますけれども、この責任関係を少し分けるということを考えていくということが、実は今回の電波法改正の中身にも1つ入っているということでございます。

【白井特別委員】 そうすると、やっぱりそこに置いた場合には、関係者というとおかしいですが、その道以外の人も使えるような形にしないといけないということですか。例えば小型の基地局を置いたときに、自宅に置いておく可能性もありますね。そういった場合には、そこに置いた局を、例えば隣の家の人がたまたま電波を使えるというような形になるわけですか。

【谷協事業政策課長】 その問題は確かにございます。ですから、そこはこれから技術基準をどうするかという問題があります。どうしても混信であったり、ただ乗りであったりとかという問題も出てくる可能性もございますので、まさにこれは今、パブリックコメントの最中でございますけれども、そこで検討課題を洗い出して、技術基準での担保、こういったものを考えていく必要があるだろうと思っております。

【白井特別委員】 現況では、無線の基地局を、小型であれ、どのくらいのレベルであれ、設置した場合というのは、届け出になっているのでしょうか。そこへ出したということを出すのか。

【谷協事業政策課長】 基本的にはこれは免許の枠内でございますので、個別にフェムトセルごとに基地局の免許を取っていただくということ、登録していただく必要がございます。その辺の具体的な、便宜的なやり方というものも少し検討する必要があるというふうには思っております。なるべくユーザの方、あるいは事業者の皆さんに負担にならないような、簡素な仕組みというものが必要だろうと思っております。

【白井特別委員】 普通、基地局の申請というと、番地でやると、例えば、ビルの1階と2階は同じ番地ですよね、多分。そうすると、そこまで区別した形で今後、新設の形になるのかどうか、ちょっとよくわからなかったのですが。

【谷協事業政策課長】 正直、これからその辺は詰めていく必要があるだろうと思っております。

【白井特別委員】 ありがとうございます。

【龍岡委員長】 よろしいですか。

【寺澤特別委員】 NGNのオープン化ということと、それから、今回、NTT東西の申請を認可されたということに関して、39ページの③のところで、自己の関係会社と

コンテンツ事業者・ISPと公平に取り扱うというお話がございましたけれども、NTTさんの関係会社の方々というのは、おそらく非常に力が強いと思うのですね。そのときに、NTT東西さんとその関係会社の方との間で、ある程度、他者を排除する——目的はちょっと置いておいて、結局、排除になってしまうような高い条件で合意がされて、それと公平にという、なかなか他者が、特に新規事業者が入りにくいような状況にもなりかねないかなという感じがするのですけれども、そのあたりはどのように考えればよろしいでしょうか。

【谷協事業政策課長】 今ご指摘の部分というのは、39ページの条件の③のところに関係すると思いますが、まさにご指摘のとおりでして、NTT東西さんというのはドミナント事業者でございますので、関係する事業者を優遇する可能性があるだろうということがございます。したがって、これは同じように扱ってくださいという条件を今回つけております。ただ、この部分、いわゆる指定設備、ドミナント規制がかかるエリアとしてNGNが指定されますと、実は電気通信事業法の中でも、不当な差別、差別的取扱の禁止という行為規制がかかってまいります。そうしますと、実はこの③に書いているような中身というのは、事業法の一般規定の中でも確保することは可能ではございます。ただ、現在、NGNの接続ルールにつきましては審議中ということもございますので、まず認可をするに際してこの点は最低限確保するというところで、ここで書かせていただいているということでございます。

【寺澤特別委員】 わかりました。

【龍岡委員長】 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

【坂庭委員長代理】 メールアカウントなんかもポータブルにするということなんですか。

【谷協事業政策課長】 はい。

【坂庭委員長代理】 そういうお話がございましたよね。今、例えば後ろの業者がわかるような形になっていますよね。そうすると、ドコモの営業で使われるというような格好に将来的にはなっていく可能性もあると。

【谷協事業政策課長】 実は、昨年のモバイルビジネス研究会の中で書いております中身というのは、プッシュ型配信機能という言い方をしております。これはどういうことかといいますと、例えばドコモのユーザさんですと、ドコモのメールアドレスで着信したときには音が鳴ったり、あるいはブルブル震えるということがあるわけでございます。とこ

ろが、ご自宅のパソコンで使っているのは、例えばニフティさんのメールアドレスを使っていると。それが仮に携帯電話で着信したとしても、それはブルブルもしなければ音も鳴ってくれないということでございまして、携帯電話をお使いになるときにも、従来からお使いになっているニフティのメールアドレスが使えるということになれば、これは非常に便利かなという部分がございます。

したがって、今のプッシュ型配信、まさについたということをお知らせする機能という部分を、ドコモさんという、あるいはa uさんというメールサービスを提供している方以外、プロバイダーさんにも使わせるということが可能になれば、今までとは違うビジネスモデルができるのではないかなというようなことを考えているわけでございます。

【坂庭委員長代理】 あと、ちょっとすみませんが、先ほどフェムトセルというのは、今の無線LANを強化したようなもののイメージと思ってよろしいでしょうか。

【谷協事業政策課長】 近い部分と違う部分がございます。違う部分といいますのは、例えば無線LANの場合ですと、そもそもライセンス、免許を必要としないということでございます。そういった意味では非常に簡便だと思います。ただ、今回のフェムトセルの場合は、あくまで屋外に置かれております携帯事業者さんの基地局をぎゅっと小さくしただけでございますので、そういった意味で違うと言えは違う。ただ、扱いをなるべく簡便にし、かつブロードバンドにも使えるようにしようという意味においては、似たようなねらいがあるというふうにお考えいただいてもいいと思います。

【龍岡委員長】 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、どうも大変ありがとうございました。

【谷協事業政策課長】 どうもありがとうございました。

(谷協事業政策課長退席)

【龍岡委員長】 それでは、以上で議題2を終わりということにいたしまして、次に議題3のほうに移りたいと思います。3は、「委員会の認知度・利便性の向上に向けた取り組みの状況」ということですが、これについては、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

【元岡参事官】 事務局の元岡でございます。資料3に即して説明します。

昨年12月の第85回委員会で事務局から当面の活動予定として4点報告しましたが、これはそのうちの1つでございます。

まず、一般的な広報活動として最近行っていることをご説明します。広報用パンフレッ

トを今回初めて作成して配布しております。具体的にはお手元にお配りしております「電気通信事業者間のトラブルに強い味方」というタイトルの、オレンジ色のものがございます。見開きに委員会によるあっせん、あるいは事務局に設けております相談窓口を持ち込まれる具体的なトラブルや相談の内容を書いております。開いていただいて、相談窓口の相談は無料であること、専用電話やメールアドレスを設けていること、それから、あっせんのところでは、1カ月半で紛争処理を終えていること、具体的に解決した事例を簡単に書いております。また、Q&Aを設けております。

このパンフレットをつくった目的は、資料3のほうに戻っていただきまして、委員会の活動を既に承知している事業者もあれば、知らない事業者もあると思いますので、パンフレットを手にとりていただいて、委員会の活動を認知、再認識してもらい、具体的な利用につなげていこうということです。

作成に当たっては、利用者にまず関心を持ってもらうよう、デザイン・形状に工夫をしております。中身も、あっせん・仲裁の細かな内容よりは、まずは相談窓口相談していただきたいため、相談窓口の紹介に重点を置いております。パンフレットは、事業者団体を通じて事業者配布するとともに、総務省の地方の出先機関である総合通信局や、法テラスの地方事務所、全国に50カ所あるそうですけれども、そちらに合計7,000部配布しております。

それから、4月に実施したいと思って準備しておりますけれども、ウェブサイトの刷新を行いたいと思っております。従来よりウェブサイトには委員会の情報はいろいろと公開していたのですが、それに加えて利用促進につながる内容を充実したいと考えております。それから、情報の探しやすさや、サイトの使いやすさを改善するため、トップページに更新情報や次回委員会の案内を掲載、フレームの廃止、あるいはデザインを刷新してロゴマークをつくるといったビジュアル面の改善を行いたいと思います。それから、電気通信の現状、用語集など、紛争処理に役立つ基礎資料を事務局でまとめて発表をしていきたいと思っております。

それ以外に、その他ということで、総務省の広報誌や総務省が編集協力している雑誌等に委員会の新体制の紹介をしていきたいと考えております。

ページをめくっていただきまして、ウェブサイトの関係ですが、上段が現在のウェブサイトトップページでございます。下段が現在検討中のもので、検討中ですので変更はあり得ますけれども、こういったものを検討しています。「電気通信事業紛争処理委員会」と

いうタイトルの隣に、緑色で「TBDS C」と下に書いたマークがありますけれども、このロゴマーク、これは、こじれた紛争を解きほぐす瞬間をイメージしているというものでございますけれども、もし異論がなければこれをロゴマークとさせていただきたいと思えます。

それから、左下のところに、「電気通信事業者間のトラブル相談、相談は無料です。お気軽に！」というバナーがありますけれども、こういったバナーも、総合通信局ですとか、事業者団体、あるいは総務省のトップページ等に掲載するようお願いしていきたいと思えます。

以上は一般的な広報ですけれども、これ以外に3ページ目にありますとおり、個別の事業者にもいろいろ働きかけをしております。昨年12月から1月にかけて、主要事業者8者、具体的にはこれまであっせん等を利用された在京の事業者を中心に、今後、委員会にかかわる可能性のある紛争として、どういうものがあるかという情報収集を行っております。事業者から率直な意見を出していただくために、匿名扱いでお聞きしております。

その結果ですが、今すぐにあっせん申請をしたいという事案はありませんが、接続料の体系や水準、具体的には携帯電話の接続料の水準、あるいは接続・通話を含めて定額通話料金を可能にするような接続料などや、NGNへの接続条件、あるいはコロケーションや電柱利用の円滑な手続、より迅速で簡易な手続にならないかなどについて、紛争の可能性があることが確認できたところです。

それ以外に、地方の事業者向けに業務説明・相談会を前々から行っておりまして、今年度は2月、長野において実施しました。また、1月以降、電気通信事業者にアンケートを実施しておりまして、これについては集計しているところですので、いずれかの機会に報告したいと思っております。

その他、関係団体との協力、関係強化ということで、地方の事業者にとってみると、地方の総合通信局等の方がより接触しやすいと思えますので、総合通信局等に委員会の周知等あるいは事業者の働きかけ等について協力を依頼する文書を今年度の2月上旬に発出しております。また、事業者団体の関係強化のため、明日でございますけれども、意見交換会を開催します。以上、このような認知度、利便性の向上に向けた取り組みを行っているということをご報告させていただきました。

【龍岡委員長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。それでは、どうもありが

とうございました。

では、以上をもちまして、公開の会議はこれで終了させていただきます。傍聴者の皆様方はご退室をお願いいたします。

－以上－